

第2号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
事業計画（変更計画）書

平成26年 4月 18日

一部修正 平成26年 5月 31日

1 実施主体

(1) NPO法人等が申請する場合

| | | | | |
|------------------|--------|-----------------------------------|------|-------------------|
| NPO法人等 (実施主体) | 種別及び名称 | 山形避難者母の会 | | |
| | 住所 | 山形県山形市木の実町8-3 日本興亜山形ビル4F | | |
| NPO法人等 (連携先) | 種別及び名称 | 特定非営利活動法人 福島ライフエイド | 担当者名 | 事務局長 齋藤 正臣 |
| | 住所 | 福島県福島市栄町9-5 栄町清水ビル2F | 電話番号 | 024-521-2342 |
| NPO法人等 (連携先) | 種別及び名称 | 特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する 会アミル | 担当者名 | 代表理事 齋藤和人 |
| | 住所 | 山形市双葉町2-4-38 双葉中央ビル3階 | 電話番号 | 090-6688 -5992 |
| NPO法人等 (連携先) | 種別及び名称 | 一般社団法人 福島連携復興センター | 担当者名 | 鎌田千瑛美 |
| | 住所 | 福島県福島市太田町4-8 メゾナルウェV 1号室 | 電話番号 | 024-573-2732 |

2 事業概要

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 事業名 | 山形県内に暮らす母子避難・自主避難者のためのワンステップ相談事業 |
| 総事業費 | 3,637,000 円（うち希望補助金額 1,837,000 円） |
| 事業の実施期間 | 平成26年 6月 1日から平成 27年 3月 31日まで |

注：補助対象期間は補助金の交付決定日からとなります。

3 事業計画

| | |
|------------------------|---|
| 地域における 課題と事業の 目的 | <p>地域課題、地域社会にとっての必要性（ニーズ）及びその確認方法、重要性、この事業により期待できる成果、地域住民への効果等がわかるように記載してください。</p> <p>福島県から山形県内への避難者数は一時ピークを過ぎ、現在は5,259名（平成26年4月3日現在）となった。平成25年の山形県のアンケート結果によれば、母子のみでの避難が33%、家族の一部での避難が半数と福島県内で仕事をする父親と離れて避難しているケースがまだまだ多く見られる。山形は、福島県中通りエリアからの母子避難・自主避難世帯が多い地域であり、特に避難者数の多い山形市、米沢市周辺においては対</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------|---|
| | <p>象を避難母子に絞り込んだ形での支援が3年目に入った今も必要であると言える。</p> <p>伊達市では独自に相談窓口を設置、避難先で市内・町内コミュニティを作るべく米沢市、山形市を中心に避難者をサポートしているが、福島市、二本松市、本宮市、郡山市等の市町村ではそのような動きがなく、自主避難者自身の”避難元行政が自分たちに対して何もしてくれていない”という「見放され感」は時間が経つにつれてより一層強くなってきている。これは、避難者が避難直後から要望・意見を出しはしてきたものの、避難世帯によってそれぞれ問題が個別化し複雑化してきているため対応しきれていないこと、また、避難者の話を当人が満足いくまで「傾聴」できていないことから大きな不満が溜まり「どうせ何を言っても聞き入れてはもらえない」という絶望感とあきらめから現在の行政不信につながっているのだと言える。</p> <p>ここを解決するには、避難者の要望、生活に対する不満、今後の帰還又は長期避難継続についての意見を正確に「傾聴」し、それを伝えるべきところに伝えて共に解決を図る努力をする人材がどうしても必要である。聞き入れてもらえたことで避難者は自らの課題を整理することが可能となり、それを伝えてさらにフィードバックしてもらえたことで大きい満足感が得られる。置き去りになっている自主避難当事者が福島へ帰還できない理由を共に考え、そのニーズに合わせて福島県内の団体と連携しながらひとつずつ課題を解決していく仕組みを山形～福島間で構築することを最大の目的とする。</p> |
| <p>事業の目標</p> | <p>「〇〇を〇〇以上にする」等、可能な限り数値を用いて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子避難・自主避難エリアの方の相談業務 月10件×10か月=100件 ・避難者雇用 福島県内から避難している母親1名を雇用。 ・帰還に伴う母子避難・自主避難者に向けた情報ハンドブックを2500部発行・配布 |
| <p>事業内容</p> | <p>事業の内容、実施時期、実施場所（会場）、参集範囲及び参加予定人数等を具体的に記載してください。事業内容が複数に分かれる場合は、事業ごとに記載してください。</p> <p>■母子避難・自主避難者のためのワンステップ相談事業</p> <p><実施場所> 山形難者母の会事務局(山形市木の実町8-3 日本興亜山形ビル4F)</p> <p><実施時期> 6月～平成27年3月</p> <p><事業内容> 自主避難者エリアの母子に対する相談窓口の設置と生活支援等に関する要望等の取りまとめ、支援者との情報共有。 福島帰還に伴う、自主避難者に特化した情報ハンドブックの発行。</p> <p><募集範囲> 山形市を中心とした周辺エリア(天童市、寒河江市、中山町、山辺町、上山市、南陽市、高島町など)</p> <p><参加人数> 月10件×10か月=総相談件数100件、避難者雇用 1名 帰還に伴う避難母子のための情報ハンドブック 2,500部</p> |
| <p>見込まれる成果</p> | <p>1. 本県の復興の支援・被災者支援の観点</p> <p>事業によって見込まれる成果について、直接的な効果と波及効果の観点の2つの観点で記載してください。被災者支援の場合は、特に、本事業により支援を受けた被災者の延べ人数を記載してください。</p> <p><直接的効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子避難・自主避難者に特化した相談業務…相談件数100件 ・帰還についてのハンドブックを介した情報提供…2500世帯 <p>支援対象者を絞り込み、長期避難によって個別化・複雑化した問題を改めて拾い上げ、置き去りにされつつある自主避難者の声について真正面から誠実に向き合い、共に課題解決を図ろうとする先駆的な取組である。</p> <p>被災者自身の復興とは、被災者が被災者でなくなること、避難者が避難者でなくなることであり、その道を被災者自身が「決める」ことである。そのためには3年目に入りもう一度「何故山形へ避難したのか」「何故まだ帰れないのか」という避難者の声を改めてもう一度聞くことから始め、避難当事者と共に問題点を整理し、避難者が自立し共に前に進</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>めるような取り組みが必須である。</p> <p>母子避難・自主避難者については特に「子どもの年齢」「子どもの未来設計」がキーワードとなり、放射線の問題だけではなく進学や学校の問題で避難先から動けなくなっている世帯もある。</p> <p>これまで行ってきた交流イベント中心の事業から、長期避難によって生じている問題点をより具体的に把握、整理する仕組み作りを行い、どのように進めば避難者が自立できるのかを共に模索していく、というのが本事業の大きな目的である。</p> <p>今年度は代表が福島へ帰還、福島県内とのパイプがより大きくなることによって「福島の今」と「避難先の今」がより生活レベルで情報共有しやすくなった。避難者と元避難者がつながることによって、本来望まれた形での「帰還支援」が可能となり、また、帰還を望まない長期避難者に対しても、山形と福島との風通しがよくなったことでよりフラットな形での支援が可能となる。</p> <p>2. 取組実施主体の運営力強化の観点</p> <p>取組内容により、取組実施主体においてどのように運営力強化が図られるのか記載してください。</p> <p><人材育成と支援ネットワークの強化について></p> <p>避難当事者が避難当事者を支援し続けるということは、メリットも大きいですがデメリットも大きい。どういうことかといえば、故郷帰還によって山形での人材が流出するという問題を元々孕んでいるが、今年度からはそこを解消するため徐々に事務局基盤を福島県内へ移行して行き、事業運営基盤と分割して組織形成する方向で考えている。事務局機能と運営基盤を分けることによって、避難先山形では避難母子の支援に集中出来、事務局のある福島では情報発信や各連携団体とのネットワーク強化等それぞれがやるべき仕事に集中できる。山形スタッフが自立し、各事業を1つずつ担当制にして行うことにより、それぞれのスタッフがそれぞれの事業に即した人材とのパイプが繋がってゆく。組織にとっては人との繋がりをどれくらい広げられるかが、基盤強化の鍵となってくる。</p> <p>これまでの避難先での取組みについて、当事者にしかわからないたくさんのノウハウが構築されてきた。これを帰還したスタッフが福島へ持ち帰って他のNPO団体や行政機関等にフィードバックすることにより、県外避難者の目線から見た新しい福島復興の形を創造できる可能性を大いに秘めている。そのために今年度は避難先・避難元の各連携団体と今までの支援のノウハウ等をこまめに情報共有しながら、また、当団体HP等で情報発信しながら本事業を進めていく予定である。</p> <p>また、当団体の収益構造についてであるが、「避難者への経済的支援」という考え方で事業を行ってきたためその殆どは当事者負担、会員負担でなく助成金・補助金に頼ってきた。クラウドファンディングや企業支援等、事業を継続するに当たってどのような方法が適正なのかをより具体的に考えていきたい。</p> |
| <p>事業スケジュール</p> | <p>いつ、どのような活動を行うのか、事業の進め方、段取りがわかるように記載してください。</p> <p>■母子避難・自主避難者のためのワンステップ相談事業</p> <p><スケジュール></p> <p>6月 相談窓口開設準備室設置、連携先との連絡調整 6月末、山形避難者母の会会員に周知 プレスタート→山形市内周辺エリアから</p> <p>7月 本事業スタート 避難者向け会報誌等にて紹介→避難者約2000世帯へ配布予定</p> <p>8月 交流会、マナビーンに来ている母親たちへ聞き取り調査、相談窓口は常時開設 ↓ 山形市社協、山形の公益活動を応援する会アミル等と意見交換・情報共有</p> <p>平成27年1月 それまでの相談内容についてのまとめと、福島へ帰還する母親たちに対して必要な情報をまとめたハンドブックを作成。</p> <p>2月上旬 ハンドブック配布開始</p> <p>3月 配布終了</p> <p><募集範囲> 山形市を中心とした周辺エリア(天童市、寒河江市、中山町、山辺町、上山市、南陽市、高島町など)</p> <p><参加人数> 月10件×10か月=総相談件数100件、避難者雇用1名 帰還に伴う避難母子のための情報ハンドブック 2,500部</p> |
| <p>事業実施体制</p> | <p>事業の実施責任者、会議体の構成員の名称及び役割分担等を記載してください。複数の団体が連携して申請する場合は、連携の具体的な内容についても記載してください。</p> <p>・実施主体である山形避難者母の会は、本事業を行う拠点を運営、本事業における運営責任と会計・管理に関わる全責任を負う。</p> <p>・特定非営利活動法人福島ライフアイドは、県外避難者向け広報誌「吹く島」等において山形での活動を福島県内外へ広く周知してもらうこと。帰還した母親向け@home ママーズメーリングリスト等を通じて帰還した(する予定の)母親たちへの情報周知を行う。</p> <p>・特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会アミルは、復興庁の県外自主避難者向</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>け情報支援事業の委託を受けている。本事業においては、相談窓口でキャッチした母子避難・自主避難者のニーズを当団体から発信、復興庁等関係省庁へお伝え頂くこと、及び、山形県内の支援団体とのつなぎ役として連携。</p> <p>・一般社団法人ふくしま連携復興センターは、福島県内の復興支援員制度等についての情報提供と、相談窓口業務についてのアドバイザーとして連携。</p> |
| 事業終了後の展開 | <p>事業終了後、会議体の取り組みをどのように継続し、または発展させるのかを記載してください。</p> <p>各支援団体とはその後も連携を図り、避難者情報の受発信体制に関する仕組みについて残してゆきたい。ゆくゆくは当団体事務局を福島県内に移行、事務局は福島だが、事業は山形で展開する。そうすることによってスタッフ帰還に伴う組織基盤の脆弱化を阻止することが可能となり、長期に渡り県外で生活する福島の人々に対して地域コミュニティを繋ぎ続けることが可能となる。</p> <p>学習・習い事支援については、次年度以降は講師自身がそれぞれのプログラムを回すことが出来るような体制作りを行い、出来る限り手放していくことが望ましい。</p> |
| 事業の先進性・普及性 | <p>どのような先進性を有するか、どのようにして他のモデルとなるのかを記載してください。</p> <p>避難当事者、中でも母子で避難している母親たちが当事者のニーズを細かに聞き取り、「避難者支援とは何か」という原点を元に導き出したプログラムであることに先進性を有する。</p> <p>避難者としての生活から一歩抜け出し、自立に向けて歩き出すためのサポートと、避難者自身が自分自身の人生を主体的に決断してゆくための材料を提供する事業(帰還するのか、定住を望むのか)として先進性を有する。</p> <p>避難していても郷土を愛し、故郷を案じ、その母親たち、子どもたちの気持ちを汲んだ、ふるさとふくしまのきずなを維持してゆくための先駆的な取組であり、本事業は広域避難者、特に母子避難者支援のモデルケースとなるプログラムである。</p> <p>県外避難者が最も望む形での「帰還支援」と、速やかな帰県が叶わなくとも、故郷ふくしまを感じることで出来る母子のための居場所を作ることで避難先での生活における精神的な足場を固める事ができる。</p> <p>普及性で考えれば、「避難者が望む帰還のための情報支援」は帰還した当事者にしかわかり得ない苦勞が多く、それをハンドブックとして可視化することによって山形以外のエリアにも大きく広がりを見せる可能性が大きい。今までにない取組みであり、母子避難・自主避難者支援の形として先進性を有するものと思われる。</p> |
| 特記事項 | <p>特に説明しておきたい事項、アピールポイント等ありましたら記載してください。</p> <p>山形県内に避難している福島県民自身が、長期の避難生活で発生している問題の解決に向け、地域の協力を得て主体的に取り組む事業である。</p> <p>本事業は県外避難者自身からのニーズであるため、地域社会のニーズとしての要件を強く満たすものと言える。</p> <p>将来の帰県に向けての環境整備を行う、自立復興へ向けた自発的な取り組みである。</p> |

※用紙が足りない場合は、適宜追加してください。

※地域社会にとっての必要性（ニーズ）について確認できる資料（新聞の切り抜きやアンケート結果等）がある場合は、A4用紙1枚（両面可）に限り添付できます。

第3号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
収 支 予 算 書

申請者名 山形避難者母の会

【収入の部】

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 26 年度 予 算 額 | 明 細 |
|--------------------------|-------------------|-----------------|
| ふるさと・きずな維持・再生 支援事業補助金 | 1,837 | |
| 自己資金（負担者名） | 1,800 | |
| 施設使用料（日本興亜 損害保険株式会社） | 1,800 | 月 180,000×10 か月 |
| | | |
| その他収入 | 0 | |
| | 0 | |
| | | |
| 収 入 合 計 | 3,637 | |

【支出の部】

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 26 年度 予 算 額 | 明 細 |
|-------------|-------------------|--|
| 人件費（共済費を含む） | 815 | 相談窓口スタッフ 月 77,500×10 か月=775,000 円 交通費 4,000×1 人×10 か月=40,000 円 |
| 報償費 | 0 | |
| 旅費 | 0 | |
| 需用費 | 561 | |
| 消耗品費 | 141 | 文具類、教材費、用紙代、インク代、洗剤等 10,000×10 か 月=100,000 円 相談事業諸経費 41,000 円 |
| 燃料費 | 40 | 冬季の灯油代 10,000×4 か月（11 月～2 月）=40,000 円 |
| 印刷製本費 | 380 | 「帰福ママのためのハンドブック」作成 印刷・製本費 120 円×2500 部=300,000 円 デザイン・編集料 80,000 円 |
| 役務費 | 116 | |

| | | |
|----------|-------|--|
| 通信運搬費 | 110 | スタッフ携帯・インターネット使用料 10000 円×10 か月 =100,000 円、切手、送料等 月 1,000×10 か月=10,000 円 |
| 手数料 | 6 | 駐車場振込手数料 630×10 か月=6,300 円 |
| 保険料 | 0 | |
| 使用料及び賃借料 | 2,145 | 相談窓口利用者のための月極駐車場 8,640×3 台×10 か月 =259,200 円 スタッフのための月極駐車場 8,640×1 台×10 か月 =86,400 施設賃借料 180,000×10 か月=1,800,000 円 ※提供役務（物資等）換算計算書参照 |
| 委託料 | | |
| 支出合計 | 3,637 | |

注1 用紙の大きさは、A列4番とすること。欄が足りない場合は、適宜追加してください。

注2 「明細」欄には各区分の積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず明確に記載すること。なお、「明細」については別紙として添付しても差し支えない。仕様については別途資料を添付すること。

注3 行政による他の補助事業も併せて利用する場合は、各補助金の使途を明確に区分し、この資金計画には、ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金を使用する部分の収支のみ記載すること。他の補助事業にかかる収支についてはこの資金計画には計上せず、別様式にて収支予算書を添付すること。また、他の補助事業の内容が分かる補助金交付要綱、要領等、使途の区分が分かる資料を添付すること。